

# 研究費の適正な使用の推進のための行動規範

令和3年12月25日

理事会決議

一般社団法人日本産業保健法学会（以下、「学会」という。）は、研究費の運営及び管理を適正に行うために、次のとおり行動規範を定めます。

1. 公的研究費が国民の税金等を原資とするものであることを理解し、研究費を適切に管理、公正かつ効率的に使用する。
2. 研究費の使用・管理にあたって、関係法令及び学会の規程等を遵守する。
3. 研究計画の進捗に合わせて、研究費を計画的に使用する。
4. 研究費の不正使用の未然防止に取り組む。
5. 研究費の使用にあたって、取引業者との関係において疑念を生じることのないよう、行動を律する。
6. コンプライアンス教育を積極的に受講し、研究費の適正な使用の関する理解を深める。